

「大津の京阪電車を愛する会」

第 19 回 総 会

日 時 令和 6 年 5 月 29 日 (水)
午後 2 時 30 分～
場 所 明日都浜大津 5 階大会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 案

第 1 号 令和 5 年度の事業報告及び収支決算について

第 2 号 役員改選 (案) について

第 3 号 令和 6 年度の事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について

4 講 演

「京津電車が開通したころ」

講師 大津市歴史博物館 副館長 木津 勝様

5 閉 会

第19回総会資料



大津の京阪電車を愛する会

議案第1号 令和5年度の事業報告及び収支決算について

令和5年度の事業報告（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

1. 会員の勧誘

現会員に対し、継続入会を依頼するとともに、会員募集チラシを大津線主要駅に常備し、大津線各駅に会員募集のポスターを掲示し新規の会員募集を行った。また、ホームページ等を使って活動内容に紹介や事業報告を行った。令和5年度末の会員数は622名（660口）となった。

2. 普通乗車券綴り、会員証等の配付

本会の会員あてに、会費1口当たり普通乗車券の5枚綴りを1冊、また、各種割引等の特典が受けられるオリジナルデザインの会員証を1枚配付するとともに、イベント開催のお知らせや新聞等を会員に配付した。

3. 貸し切り電車イベント「お花見電車」

2019年以来4年振りとなる貸し切り電車イベントである「お花見電車」を2023年4月1日に実施、非会員を含む132名の応募があり、抽選で選ばれた63名の方が参加されました。びわ湖浜大津駅を出発し、車窓から満開の桜を眺めながら、坂本比叡山駅経由で石山寺まで向かい、石山寺山内、門前を自由散策していただきました。再び、乗車し四宮駅へ向かった後、現地で解散しました。解散後は参加者各自で琵琶湖疎水周辺の桜を満喫していただきました。

4. 大津っ子まつり参加事業「京阪電車大津線クイズ」

2023年5月21日に2019年以来4年振りに屋外開催となり、予想以上に多くの子供さんの来場があり、京阪電車大津線クイズ6問を回答した子供たちにお菓子と京阪グッズをプレゼントした。京阪電鉄(株)より借用した制服・制帽での撮影コーナーを設けて多くの子供たちに楽しんでいただき、京阪電車を身近に感じ親しみを持って貰えた。

クイズ参加の人たちに、会員募集パンフレット・会報を手渡し、当会の活動内容を紹介した。

5. ボランティア企画イベント

(1) 「会員向け交通の勉強会」

2023年10月30日に滋賀県の交通ビジョンをテーマにした勉強会を明日都浜大津ふれあいプラザ中会議室で開催しました。滋賀県土木交通部交通戦略課の職員の方に講師を依頼し、県が実施した公共交通に関する住民意識調査について説明を受け、県内の公共交通の維持について意見を出し合いました。

(2) 「神様のお使いクイズラリー」

大津市が全国で10番目の古都に指定されて20周年を迎え、古都大津を走る大津線の沿線にある稲荷神社の狐や八幡神社の鳩など、動物を神様のお使いとしてまつる社寺を訪ねるクイズラリーイベントを実施した。京阪電車10駅のラックに問題用紙を設置し、参加個別形式とした。現地を訪れないと回答できない問題だったので、紅葉の散策と沿線の新たな良さを発見できたので、毎年企画をして欲しいとのコメントが多数あり、利用促進を図ることができた。

6. 会報「おおつせんLovers」の発行

大津の京阪電車を愛する会の会員様中心とし、活動報告に加え読者に京阪大津線に関する疑問を募集し答える内容の記事を掲載するなど京阪電車大津線に特化した内容の会報誌を発行した。

7. 大津の京阪電車を愛する会会員向け感謝祭

3月23日(土)に、本会の会員限定感謝祭を京阪電車錦織車庫にて開催した。京阪電車の運転体験、車掌体験、電チャリ運転、電車の床下見学、ラッピング電車と記念撮影など大人も子供も楽しんでいただきながら、本会のPRに努めた。会員と会員の家族含め116名の参加があった。

8. 役員会の開催

本会を適正に運営していくため、令和5年度は、3回の役員会を開催した。

9. ボランティア会議

令和5年度は、7回のボランティア会議を開催した。

イベントの企画や進行の打ち合わせ、イベント案内の発送作業、会報の記事の収集、編集などを行った。

令和5年度 収支決算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	説明
繰越金	583,805	583,805	前年度繰越金
会費	1,320,000	1,320,000	会費 @2,000×660口
その他収入	32,195	32,912	利子収入
合計	1,936,000	1,936,717	

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	説明
乗車券	561,000	560,150	普通乗車券@850×659口 (1口辞退)
事業費	450,000	155,465	大津っ子まつり 23,116 会報おおつせんLovers 35,600 お花見電車 36,572 クイズラリー 39,071 交通セミナー 5,954 大津線感謝祭 5,008 会員限定感謝祭 10,144
報償費	100,000	88,380	ボランティア交通費等 28,380 ホームページ管理費 60,000
印刷製本費	150,000	137,423	総会開催通知、会員募集チラシ 駅ポスター代、コピー代
通信運搬費	350,000	224,106	郵送料、電話代 インターネット代
雑費	300,000	105,115	消耗品等購入費、振込手数料
予備費	25,000	0	
合計	1,936,000	1,270,639	


次年度繰越金 666,078円

監 査 報 告

「大津の京阪電車を愛する会」令和5年度の会計（令和5年4月1日～令和6年3月31日）を監査した結果、関係書類及び支出帳票並びに通帳ともに適正に処理されていたことを報告します。

令和6年4月3日

監事

竹内基二 

監事

吉本美枝子 

議案第2号 役員を選任(案)について

本会役員（会長、副会長、監事）を次のとおり選任するものです。

役 職	氏 名	肩 書
会 長		
副会長		
副会長		
副会長		
監 事		
監 事		

大津の京阪電車を愛する会 会則（抜粋）

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 参与 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名

2 会長、副会長及び監事は、会員のうちから総会において選任する。

また、参与、事務局長及び会計は、会員のうちから会長の指名により選任する。

3 役員任期は、2年とする。

議案第3号 令和6年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について

令和6年度の事業計画(案)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 事業実施の方針

本会の会員の維持及び拡大を進めるとともに、更なる京阪大津線の利用促進を図るため、京阪電気鉄道㈱の協力の下、以下の事業を展開していく。今年度も引き続き事業ごとに企画・運営の担当を配置し、ボランティアスタッフによる自主運営企画も展開する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 会員の拡大

本会の活動や会員特典を積極的に広報するため、引き続き会員募集チラシを大津線主要駅に常備するとともに、大津線各駅及び電車内に会員募集のポスターを掲示し京阪大津線沿線の勧誘を行う。また、ホームページ上でも活動内容の紹介や事業報告を行い、広く会員募集を行っていく。

(2) 会員特典の充実

会員特典として、会費1口当たり普通乗車券(170円区間×5枚)を配付する。また、会員証の提示により、提携した施設において各種割引等の特典を受けていただく。

(3) ボランティア企画イベント

京阪電車を使ったイベントをボランティアスタッフによりアイデアを出し合い、企画から運営、実施を行う。

(4) 大津っ子まつりへの参加

子どもたちに京阪電車大津線を身近に感じ親しみを持って貰い、貴重な公共交通としての京阪電車大津線をクイズ形式で周知する。

(5) 大津の京阪電車を愛する会感謝祭の開催

会員限定の「大津の京阪電車を愛する会感謝祭」を開催する。京阪電車錦織車庫内で電車運転体験等を実施する。

(6) 会報「おおつせんLovers」を配布

5,000部発行し、会員や京阪の主要駅等に配布する。

(7) 役員会の開催

本会を適正に運営していくため、年間4回程度役員会を開催する。

(8) ボランティア会議の開催

イベントの企画や進行の打ち合わせなどを行うため、年間6回程度ボランティア会議を開催する。

令和6年度 収支予算書（案）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
繰 越 金	666,078	前 年 度 繰 越 金
会 費	1,320,000	会費 @2,000×660口
その他収入	63,922	利子収入
合 計	2,050,000	

2 支出の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
乗車券	561,000	普通乗車券@850×660口
事業費	280,000	大津っ子まつり 会報おおつせんLovers ボランティア企画イベント 会員限定感謝祭
周年積立金	300,000	
報償費	100,000	ボランティア交通費等 28,380 ホームページ管理費 60,000
印刷製本費	200,000	総会開催通知、会員募集チラシ 駅ポスター代、コピー代
通信運搬費	320,000	郵送料、電話代 インターネット代
雑費	230,000	消耗品等購入費、振込手数料
予備費	59,000	
合計	2,050,000	

その他

1 事務所

- ① 520-0861 大津市石山寺3丁目27-11
- ② 電話 077-534-2800
- ③ HPアドレス <https://otsusen.net/>
- ④ 開設時間 (祝日を除く月～金 9:00～17:00)

2 入会の申し込み方法

ハガキ、FAXにて、「京阪電車を愛する会入会申込書」と明記の上、次の事項を記入して、上記の事務所までお送りください。折り返し郵便振込書付きのパンフレットをお送りいたします。

- ①氏名、団体名又は企業名
- ②連絡先住所及び郵便番号

※郵便振込書付きのパンフレットは京阪大津線主要駅にも置いてあります。

大津の京阪電車を愛する会 会則

(名称)

第1条 本会は、大津の京阪電車を愛する会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民が主体となって貴重な公共交通機関としての京阪大津線（石山坂本線及び京津線）の利用促進を図ることにより、京阪大津線の維持・活性化を実現し、もって高齢者等の社会活動手段の確保、総合的な交通渋滞対策、地球温暖化防止を含めた環境保全、公共交通を活かしたまちづくり等を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 京阪大津線の利用促進を図る事業
- (2) 京阪大津線を有効に活用するための情報提供
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員及び会費)

第4条 本会は、前2条の目的及び事業に賛同する個人又は団体、法人等を会員として構成する。

- 2 本会の会員は、1会計年度1口につき2,000円の会費を納めるものとする。
- 3 本会の会員には、会員証及び会費の範囲内における乗車券等を配布する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 参与 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名

2 会長、副会長及び監事は、会員のうちから総会において選任する。

また、参与、事務局長及び会計は、会員のうちから会長の指名により選任する。

3 役員任期は、2年とする。

4 役員が欠けた場合の補欠の役員については、第2項の規定にかかわらず、会員のうちから役員会において選任する。

5 前項の規定により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は無報酬とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 参与は、会長及び副会長を補佐し、本会の円滑な運営に協力する。

5 事務局長は、会長及び副会長の監督のもとに、本会の事務を管理する。

6 会計は、事務局長の監督のもとに、本会の会計を管理する。

(顧問)

第7条 本会の事業について助言や指導を頂くため、本会に顧問若干名を推戴することができるものとする。

2 前項の顧問は、大津市長、大津市議会議長および役員会において承認された者をもって充てる。

(総会)

第8条 本会は、毎年1回定例総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。

(1) 事業報告・決算

(2) 事業計画・予算

(3) 役員の選任

(4) 会則の変更

(5) その他必要事項

2 総会の議長は、会長があたる。

3 あらかじめ委任状をもって意志を表示した会員は、総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第9条 本会の運営について必要な事項は、役員会において定める。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長があたる。

4 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(会計)

第10条 本会の運営経費は、会費、助成金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(文書管理)

第11条 本会の文書の管理は次の規定表に従う。

【文書管理規定】

保管文書	保管期間
会計に関する文書	10年
総会・役員会に関する文書	5年
事業に関する文書	1年

(事務局の所在地)

第12条 本会の事務局は、大津市石山寺三丁目27番11号に置く

(会則の変更)

第13条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の決議をもって変更できるものとする。

付 則

- 1 この会則は、平成17年11月16日から施行する。
- 2 本会の最初の会計年度は、この規約の施行の日から平成18年12月31日までとする。
- 3 第4条第2項の会費については、平成18年2月1日から徴収を開始するものとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成19年3月22日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成20年2月17日から施行する。
- 2 改正後の会則第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の最初の会計年度は平成20年1月1日から平成21年3月31日までとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成26年5月26日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、令和3年5月28日から施行する。